

議案第33号

令和8年度双葉町下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和8年度双葉町下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 接続戸数	200戸
(2) 年間総排水量	162,389 m ³
(3) 一日平均排水量	480 m ³
(4) 主な建設改良事業	
管路建設事業	102,138円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

		収	入
第1款	下水道事業収益		1,086,948千円
第1項	営業収益		2,481千円
第2項	営業外収益		1,084,467千円
		支	出
第1款	下水道事業費用		1,086,948千円
第1項	営業費用		1,079,471千円
第2項	営業外費用		7,377千円
第3項	予備費		100千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

		収	入
第1款	資本的収入		163,741千円
第1項	他会計補助金		163,740千円
第2項	負担金等		1千円
		支	出
第1款	資本的支出		163,741千円
第1項	建設改良費		102,138千円
第2項	企業債償還金		61,603千円

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、100,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用、営業外費用及び特別損失の相互間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 10,062千円

(他会計からの補助金)

第8条 下水道事業に助成するため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、810,837千円である。

令和8年3月10日提出

双葉町長 伊澤 史朗